

議案第13号

沼田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

沼田市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月27日提出

沼田市長 横山公一

沼田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

沼田市国民健康保険税条例（昭和34年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「各号の一に該当するもの」を「いずれかに該当する者」に、「市長において」を「、市長が」に改め、同項第1号中「世帯及びその世帯に属する」を削り、同項第2号中「もの」を「者」に改め、同項第3号中「家屋の消滅又はき損の」を削り、「場合」を「被害を受けた者」に改め、同号ただし書中「補てん」を「補填」に改め、同項に次の2号を加える。

- (4) 国民健康保険法第59条の規定により療養の給付等の制限を受けている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の事由により必要があると認めた者

第26条第2項中「もの」を「者」に改め、「納期限前7日までに」の次に「（同項第3号又は第4号に該当する者について、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。）」を加え、同条第3項中「もの」を「者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の沼田市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。